

12. 設立(1) : 設立の手続

12-1. 設立と法規制

(1) 株式会社の設立に必要な人と金

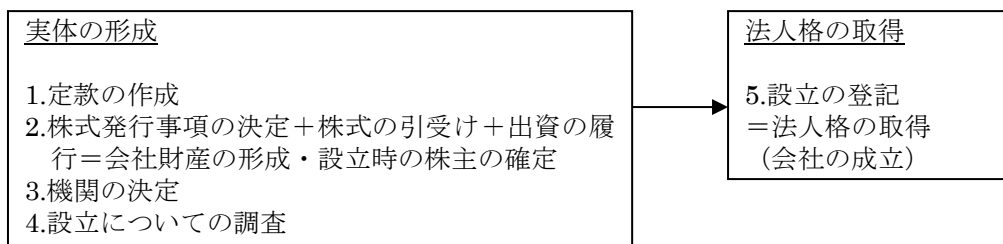
事例 12-a 株式会社の設立

アカリさんは、花屋を始めるため、株式会社を設立することにした。アカリさんと一緒に花屋をしてくれる人はおらず、また、アカリさんはほとんどお金を持っていない。それでも株式会社を設立できるのだろうか。

・ 人（会社 326 I）（「会社法 I」）

・ 出資金＋設立費用（最低 20 万円）：定款認証手数料・印紙税・登録免許税

(2) 設立の意義



準則主義と特許主義・免許主義

準則主義＝法定の手続が履行されれば国が法人格を付与

特許主義・免許主義＝法人格の取得のために国による特別の許可が必要

(3)発起人 (会社 27⑤)

(4)設立方法 (会社 25 I)

①発起設立→最短 1 日

②募集設立→最短 4～5 日、通常 2 週間程度

*実際に使われるのはどちら？

12-2.発起設立

事例 12-b 発起設立

事例 12-a で、アカリさんは、自分の貯金から 100 万円を出資し、株式会社を設立することにした (方法は発起設立)。アカリさんはどういう手続を経て会社を設立するのだろうか。

(1)定款の作成、公証人の認証 (会社 26 I ・ 30) [テキスト 2 章 2 節**1**]

認証手数料 5 万円 + 印紙税 (電子公証制度を利用すれば不要) 4 万円

絶対的記載事項（会社 27）	必ず記載しなければならない事項 （記載がなければ定款全体が無効） ：会社の目的、商号、本店所在地、設立に際して出資される 財産の価額 or 最低額、発起人の氏名（名称）・住所
相対的記載事項（会社 29）	定款の定めがなければその効力を生じない事項 ：変態設立事項（会社 28）、公告方法（会社 939 I） etc.
任意的記載事項（会社 29）	会社が任意に記載する事項 （会社法の規定に違反しないかぎり記載可） ：取締役・監査役の数、事業年度 etc.

(2) 株式発行事項の決定と株式の引受け [テキスト 2 章 2 節 2]

設立に際して出資される財産の価額 or 最低額	定款（会社 27④）
①発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数、②前記①の株式と引換えに払い込む金銭の額、③成立後の株式会社の資本金・準備金の額（会社 445 I～III も参照）	発起人全員の同意（会社 32 I）
以上のもの以外（発起人の出資履行日、払込取扱場所 etc.）	発起人の多数決（民 670）

株式の引受け（会社 25 II）

(3) 出資の履行 [テキスト 2 章 2 節 3(1)]

全額払込み（会社 34 I） → 出資の履行の効果（会社 50 I）

銀行等の払込取扱場所（会社 34 II）

出資の不履行：期日を定めて通知（会社 36 I II）→失権（同Ⅲ）

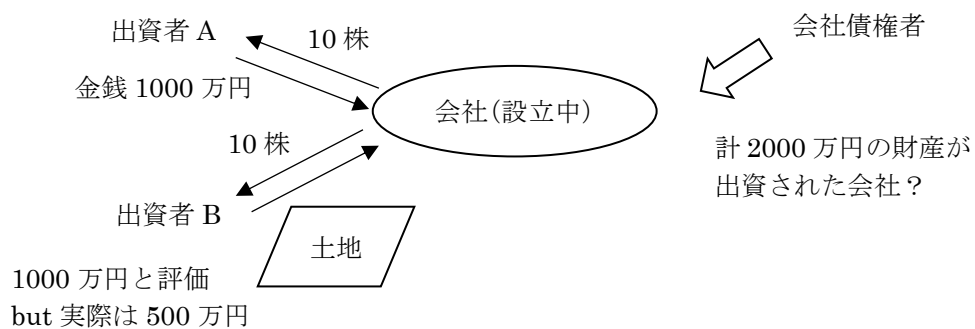
(4)機関の決定 [テキスト 2 章 2 節 4]

設立時取締役の選任（会社 38 I ・ 40 I II）・設立経過の調査（会社 46）

(5)変態設立事項の調査 [テキスト 2 章 2 節 5]

種類 (会社 28)	①現物出資 ②財産引受け (13-1(3)) ③発起人の報酬・特別利益 [テキスト 2 章 2 節 5(3)] ④設立費用 (ただし同号括弧、会社則 5) (13-1(2))
規制	定款記載 (会社 28) 検査役調査 (会社 33 I ~ VI) →変態設立事項が不当な場合 (会社 33 VII) *検査役調査が不要な場合 (会社 33 X)

現物出資（会社 28①）（募集株式の発行の場合=6-2(4)）



*資本充実の原則

出資が行われる際には、資本金・準備金の額に相当する財産が出資者から確実に拠出されなければならない

現物出資が好まれない理由

検査役調査（時間、費用）

出資時に財産の帳簿価額と時価との差額に課税（ただし法税 62 の 4）

(6)設立登記（会社 911）[テキスト 2 章 4 節]

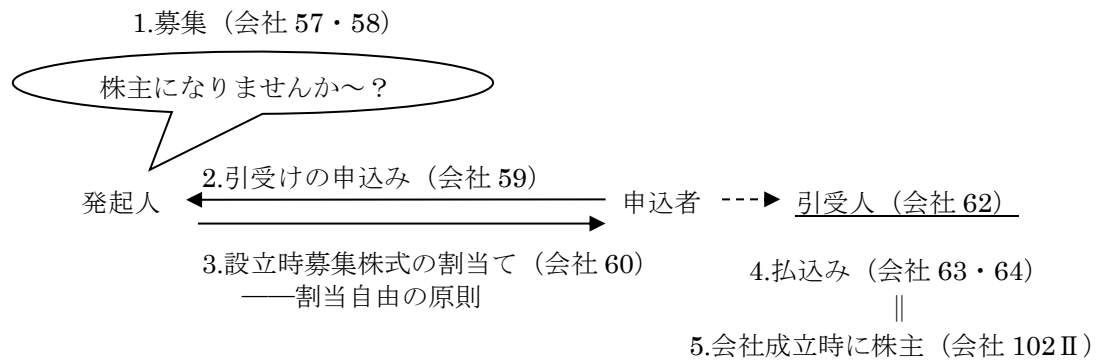
設立登記により会社成立（会社 49）

・ 登記申請書の添付書類（商登 47Ⅱ）

・ 登録免許税（登税別表第 1[二十四](一)イ）＝資本金の額×0.07（ただし最低 15 万円）

12-3. 募集設立 [テキスト 2 章 3 節]

(1) 募集と引受け



(2) 出資の履行

発起人以外の引受人 (なお、現物出資不可。会社 63Ⅰ 参照) の出資不履行

→ 当然に失権 (会社 63Ⅲ)

払込取扱金融機関が保管証明書交付 (会社 64Ⅰ) → 証明額の返還義務 (同Ⅱ)

(3) 創立総会 (会社 65 以下)

設立経過の報告 (会社 87)、設立時取締役等の選任 (会社 88)、設立時取締役等による調査結果の報告受領 (会社 93Ⅱ)、定款の変更・設立の廃止 (会社 73Ⅳ・96)